



外注歯科技工料金の ダンピング競争が始まった

歯科技工士問題検討委員会委員長
森元 主税
協会理事

＜略歴＞もりもと・ちから：日本歯科大学卒、歯学博士。東京都北区に森元歯科医院開設。現在、東京歯科保険医協会理事、全国保険医団体連合会（保団連）副会長。歯科技工士資格、介護支援専門員（ケアマネージャー）資格も持つ。

◆はじめに

筆者が歯科技工士として勤務していた一九七〇年代は、かなりの割合で院内での歯科技工が行われていた。しかし、現在、東京での院内技工士は皆無といっているほど少なくなっている（その理由は、前号で記述した）。

歯科技工所は、小規模歯科技工所（ワンマンラボを

◆歯科診療所からみた大規模歯科技工所利用

二〇一八年度版の「衛生行政報告例」によると、東京都内には千八百八の歯科技工所があり、ほとんどが小規模歯科技工所と思われる。小規模ゆえに、本業の歯科技工作業から外交、事

含む）がほとんどであった。当時は、歯科診療所の比較的近くに歯科技工所があり、院内技工士から独立した歯科技工士も多く、歯科医師と顔の見える（人間性と技術に裏付けされた）関係だった。現在も、この小規模歯科技工所が、全歯科技工所の九割を占める。

低診療報酬により、歯科診療所の経営が圧迫され、コスト削減が必要になったことや、大規模歯科技工所の出現などにより、歯科診療報酬の多くを占める歯科技工物製作が絡む歯冠修復、欠損補綴の外注歯科技工料金のダンピング競争が始まった。

経営資源（人材、器具機材、資本等）の効率的な運用が可能であり、合理的効率的経営形態である大規模歯科技工所は、資本力とスタッフの多さから、新技術の素早い導入が可能である。そのメリットは、歯科診療所にとつて、一カ所の歯科技工所ですべての補綴物を安定的に提供してもらえる点が挙げられる。さらに、労働、税務等の行政の指導や監査を受けていることを前提にすると、歯科診療所のコンプライアンスのリスクも低減できる。

逆により、デメリットとしては、歯科医師から見ると、直接の作り手・担当の歯科技工士が見えないことで、コミュニケーション不足となり、微妙な部分のやり取り、

が困難となる点が挙げられる。経営資源（人材、器具機材、資本等）の効率的な運用が可能であり、合理的効率的経営形態である大規模歯科技工所は、資本力とスタッフの多さから、新技術の素早い導入が可能である。そのメリットは、歯科診療所にとつて、一カ所の歯科技工所ですべての補綴物を安定的に提供してもらえる点が挙げられる。さらに、労働、税務等の行政の指導や監査を受けていることを前提にすると、歯科診療所のコンプライアンスのリスクも低減できる。

東京にも営業所があり、歯科技工士の資格のない営業マンに歯科技工物を委託発注するシステムである。さらに、宅急便で直接遠距離にある歯科技工所に委託発注するケースもある。

歯科技工士 問題の本質

証 検

いまこそ 考える時

③

業務の雑用までこなすと、当然長時間労働を強いられる。

歯科技工料金は自由競争である。そのため、冒頭で述べたダンピング競争が、小規模歯科技工所と大規模歯科技工所・小規模歯科技工所同士、さらに、経営基盤の脆弱な歯科診療所と全歯科技工所間で行われている。低料金の価格設定をし

なければ、歯科技工物の委託には就職しないのが現実である。

◆委託歯科技工料金の適正価格

現状の歯科技工料金のダンピング競争が続けば、小規模の歯科技工所が廃業になるなど、歯科診療所にとつてもマイナスとなる。

このように、歯科技工士の労働条件、待遇が劣悪で

あつたために、厚労省は歯科技工料金の目安を示した、いわゆる「七・三」大臣告示を一九八八年発出した。ご承知のように、大臣告示でありながら形骸化され守られていないことが、歯科技工士・技工所を苦しめている元凶である。

この「七・三」問題については、次号で述べる予定である。

経営・税務相談 Q&A

No. 376

コロナ関連支援金の 税務と青色申告特別控除

質問1 新型コロナ関連の持続化給付金や感染拡大防止等支援金、医療従事者慰労金、慰労金などは課税対象となるのか。

回答1 新型コロナウィルス関連の「持続化給付金」「家賃支援給付金」「感染拡大防止等支援金」などは事業所得となり、課税対象です。また、入金時には雑収入として計上しますが、いわゆる「七・三」大臣告示を一九八八年発出した。ご承知のように、大臣告示でありながら形骸化され守られていないことが、歯科技工士・技工所を苦しめている元凶である。

質問2 感染拡大防止等支援金について消費税の取扱いはどうなるのか。

回答2 申請時に申請金額通りに入金されますが、実績報告書等への消費税額の記載方法などについては、まだ明らかになっていません。これらの書式や記載要領の詳細が十一月二十五日時点ではわからないため、判明次第、順次ご案内します。

質問3 今年の青色申告特別控除の金額が変更になったがどのように変わったのか。

回答3 「青色申告特別控除額」は六十五万円から五十五万円に減額されていますが、「基礎控除額」が三十八万円から四十八万円に増額されていますので、差し引きで課税所得金額に変わりなく、結果として税額に影響はありません。なお、e-Taxによる電子申告等を行っていた場合、六十五万円の青色申告特別控除を受けることができます。詳細に関しては、経営管理部までお問い合わせいただくか、国税庁ホームページをご確認ください。

制度名称	課税・非課税
持続化給付金	事業所得として課税
家賃支援給付金	〃
感染拡大防止等支援金	〃
医療従事者慰労金	非課税



国税庁ホームページQRコード

65万円の青色申告特別控除を受けるための要件

時期	2019年分確定申告まで	2020年分確定申告から
青色特別控除の要件	①正規の簿記の原則で記帳 ②申告書に貸借対当表と損益計算書などを添付 ③期限内申告	左記①～③の要件に加え、e-Taxによる電子申告または電子帳簿保存が必要

国税庁HPは左記のQRコードで!!

トラブル防止は早めの対処がポイント **無料相談**

法律相談、経営&税務相談

協会の顧問弁護士と顧問税理士が回答致します。

日時：12月17日(木) 午後2時～5時

定員：6名(各3名。相談時間は1人1時間以内)

場所：東京歯科保険医協会 会議室

要予約：03-3205-2999 (担当：経営管理部)

※予約は、受付順とさせていただきます。

金パラ逆ザヤの改善を 歯科医療危機の打開を

保団連が全国歯科交流集会を開催

全国保険医団体連合会(保団連)は十一月一日、全国歯科交流集会を開催し、全国から四十三協会、百七十三名が参加した。

新型コロナウイルス感染症拡大を受け、今回はWeb会議の形式となり、協会からは松島良次政策委員長らが参加した。当日は、森元主税保団連副会長による基調報告や馬場淳保団連副会長による保団連本部会での検討、田辺隆保団連副会長は、金パラ逆ザヤについて、随時改定で参照するデータにタイムラグがある点や、素材価格を参照しているため金パラの市場価格を反映していない点を指摘。総枠拡大については、不十分な点はあるものの歯周病重症化予防治療の新設の動きは重要と語り、厚労省要請に向けた検討を進めていくとした。オンライン歯科診療については、保団連社保部会で検討するとした。

また、新型コロナウイルス感染症拡大について、住江憲勇保団連会長は、各支援金制度の執行率の低さを指摘。活用が進んでいないにもかかわらず、要件の緩和などの対応がなされておらず、政府の第三次補正予算も考慮して、各国会議や議論に要請をかけていくと述べた。

最後に、横堀育子保団連理事が、減収補填、患者・国民への受診勧奨、患者負担や保険料の減免などを求める決議案を提起し、希望ある歯科医療を実現しようと結んだ。

再び、金パラの逆ザヤが続いている…

長による保団連が作成した新型コロナウイルス感染症に関する提言の報告を受けた後、討論が行われた。協会からは、①金パラ逆ザヤの解消、②十分な減収補填の実施、③歯科の総枠拡大などをさらに国や厚生労働省へ要求すべきなどを発言したほか、さらにオンライン歯科診療についても、全国的な検討を行うべきと発言した。

オンライン診療も
保団連社保部会で検討